

## 高知大学 moodle 運用要領

令和7年2月6日  
学び創造センター長裁定

(趣旨)

第1条 この要領は、高知大学 moodle (以下「moodle」という。)の運用に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) moodle 高知大学が導入しているオープンソースの学習管理システム LMS (Learning Management System) をいう。
- (2) コース 授業等ごとに moodle に開設するウェブページをいう。
- (3) コース管理者 各コースにおいて、コースを管理運用する権限を持つ教職員をいう。
- (4) moodle 管理者 学び創造センター教育企画部門大学連携 e-Learning 教育支援センター四国高知大学分室及び学務部学務課の職員のうち、moodle 全体の管理運用を行うため、学び創造センター長が指名する者をいう。

(moodle の種類)

第3条 moodle に、次に掲げるウェブサイトを置く。

- (1) moodle 単年度版 授業等に利用するため、年度ごとに運用し、原則として、高知大学全学認証 ID を所有するユーザ及び知プラ e 科目等を受講するユーザが利用する。
- (2) moodle share 学内の研修、講習、情報共有等に利用するため、複数年度にわたり継続して運用することができ、原則として、高知大学全学認証 ID を所有するユーザが利用する。

(コースへの登録)

第4条 moodle 管理者は、moodle 単年度版に、高知大学教務情報システム (KULAS) に登録された当該年度に開講される全授業科目のコース (以下「授業科目コース」という。)を作成し、各授業科目コースに当該授業科目のコース管理者、担当教員及び履修学生を登録する。ただし、複数年度にわたり継続して開講される授業科目については、当該授業科目の開講開始年度のサイトに授業科目コースを作成する。

2 コース管理者は、前項の moodle 管理者による登録のほか、moodle 単年度版及び moodle share において、自身が管理運用するコースに必要なユーザを個別に登録することができる。

(コースの申請)

第5条 コース (授業科目コースを除く。)の新設を希望する教職員は、利用開始希望日の2週間前までに moodle 管理者に申請し、承認を受けるものとする。

2 moodle 管理者は、前項の申請を承認したときは、当該コースの作成 (コース管理者の登録を含む。)を行う。

(運用期間等)

第6条 moodle 管理者は、当該年度を含む6年度分の moodle 単年度版を運用し、運用を終了した年度のものとは廃止する。

2 前項の規定にかかわらず、moodle 管理者は、セキュリティーの脆弱性対策が必要な場合には、moodle 単年度版の運用を終了し、廃止することができる。

3 moodle 管理者は、運用終了時にウェブサイト内のデータを完全に削除する。

第7条 当該年度及びその前年度の moodle 単年度版並びに moodle share は、学外ネットワーク及び学内ネットワークから利用できるものとし、そのほかのウェブサイトは、学内ネットワークから利用できるものとする。

(留意事項)

第8条 コース管理者は、moodle を利用するに当たり、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) moodle の安定した運用のため、サーバへの負荷に配慮すること（大人数での一斉アクセスを避ける等）。

(2) moodle にアップロードするファイルは、できるだけデータ容量の小さいものにする

こと。

(3) コースの設定、ユーザの個別登録等を行う際に、設定に誤りがないようにすること。

(4) トラブルの未然防止や moodle の効果的活用のため、moodle 管理者がサイトに掲載する重要なお知らせや操作マニュアルを確認すること。

(5) コース管理者は、自身が管理運用するコースのデータの保全に関する責任を負うものとし、自身が管理運用するコース内の必要なデータを自身で定期的にバックアップすること。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、moodle の運用に関し必要な事項は、学び創造センター教育企画部門大学連携 e-Learning 教育支援センター四国高知大学分室長が定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。